

いては、圏域の管理者会議でも「最終的な合意文書に印鑑を押す瞬間」まで秘密にされ、津山市議会にも全く報告もありません。

覚え書きだけでなく、領家町内会からの、四度にわたる最終処分場は受け入れない」との申し入れについても、極秘に事を進めております。

この点で、当委員会は、適地選定委員会の正・副委員長に対して「領家町内会が、三点の整備施設のうち、最終処分場を受け入れないとの態度を正式に示していても、最高点を付けることができませんでしたか」との質問を
手紙で二度、行いました。
そして、適地選定委員会正・

副委員長は、「『最終処分場を受け入れない』とする地域が、公募に応じて書類申請はできない」と回答しています。(この報告に対して、副委員長から、

間違った記述との指摘がありました。正しくは「最終処分場は受け入れないという条件を付して申請することはあり得ない。よって議論の対象になり得なかった問いについては回答する必要はない。」との回答でした。お詫びし「正式な回答文」として紹介します。)また、副委員長は「そうであっても、その後、平成二十年二月に受け入れを決めているので妥当な判断ではないか」との見解も示されたことも申し上げておきます。

市長が「この経過」について、「一点の曇りもない。公明・正大にやった」と称していることは間違っているとの意見もあります。

市長としての、政治姿勢のあり方に大きな問題があると指摘をしなくてはいけませんし、これらが特別委員会の一つの任務である「市長のごみ処理施設建設への姿勢をチェックする」という課題が出てきた理由です。
十二月三日に市長への「聞き取り」を予定し論議が継続されることを申し上げます。
また、審査の過程で明らかになったことは、領家の予定地は、「公募」で初めて話題になった土地ではなくて、旧久米町の時

代から「ごみ処理施設建設場所」として話題になっていた土地であることが、庄司議員との懇談、上本元津山市特別理事の話からも明らかになりました。

そして、桑山市長になって公募となり、書類提出の段階で、領家地区が名乗りをあげた」という情報も庄司議員から市長に伝えられていることも明らかとなりました。
中尾前市長の時代に領家地区は、「池が多くあり、谷も多く適地ではない」と結論が出された土地であることも判明しましたが、桑山市長になってから適地である」との結論が出された土地ということになります。
もちろん桑山市長は、中尾前